

8 法・条例に基づく届出件数等

(1) 水質汚濁防止法による特定事業場数

種 類	計
畜産農業・サービス業	1
畜産食料品製造業施設	3
水産食料品製造施設	1
小麦粉製造業施設	1
パン・菓子製造・製あん業施設	1
飲料製造業施設	3
有機質肥料製造施設	2
動植物油脂製造業	1
めん類製造業施設	6
豆腐・煮まめ製造業施設	9
冷凍調理食品製造業施設	3
紡績業・繊維製品製造業施設	15
新聞業・出版業・印刷業または製版業施設	7
無機化学工業製品製造業施設	2
発酵工業施設	1
医薬品製造業施設	5
ガラス製品製造業施設	6
生コンクリート製造業施設	4
碎石業施設	3
非鉄金製造業施設	1
金属製品製造業・機械器具製造業施設	8

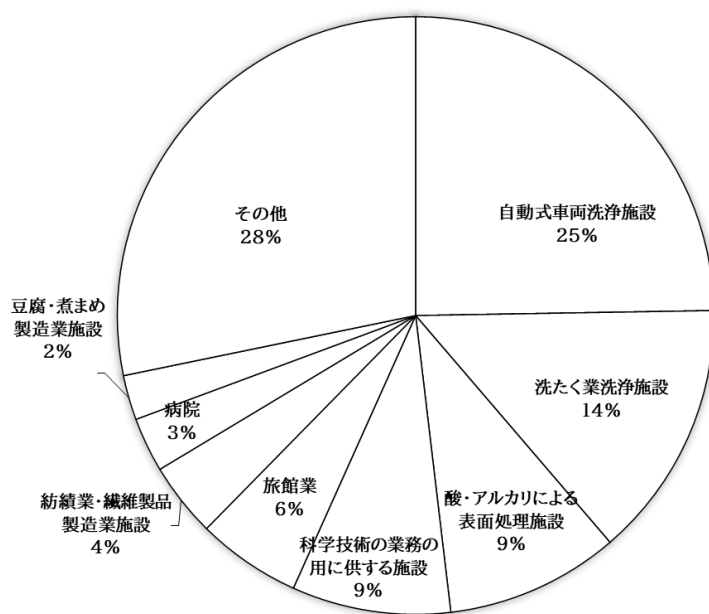
種 類	計
水道施設	1
酸・アルカリによる表面処理施設	35
電気めっき施設	3
旅館業	21
共同調理場に設置されるちゅう房施設	4
弁当仕出屋または弁当製造業	1
飲食店に設置されるちゅう房施設	7
料亭等飲食店に設置されるちゅう房施設	1
洗たく業洗浄施設	52
自動式フィルム現像洗浄施設	8
病院	11
自動車分解整備事業洗車施設	4
自動式車両洗浄施設	92
科学技術の業務の用に供する施設	32
一般廃棄物処理施設	1
産業廃棄物処理施設	1
トリクロロエチレン等による洗浄施設	3
し尿処理施設	4
下水道終末処理施設	1
指定地域特定施設（注）	7
合計	372

（注）…処理対象人員が 201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽

(2) 水質汚濁防止法に基づく届出

種類	件数
設置届 （うち有害貯蔵指定施設）	19 (1)
使用届	0
構造等変更届	12
廃止届	18
汚濁負荷量測定手法届	1
氏名等変更届	44
承継届	5

水質汚濁防止法特定事業場割合(R7年度)



(3) 大気汚染防止法に基づく届出

ア 各種届出件数

種類 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
発生施設 ばい煙 一般粉じん 特定粉じん 揮発性有機化合物 水銀	設置届	6	7	2	4	2
	使用届	0	0	0	0	0
	構造等変更届	0	1	0	0	0
	廃止届	6	11	7	6	7
	承継届	0	0	0	0	0
	氏名等変更届	14	26	17	13	14
通知（電気事業法に基づく届）		22	41	35	46	55
通知（ガス事業法に基づく届）		0	0	0	0	0
特定粉じん排出等作業実施届		13	12	18	16	8

イ 事業所数 (令和8年3月31日現在)

	工場	事業場
ばい煙発生施設	15	37
事業法に基づくばい煙発生施設	14	146
一般粉じん発生施設	10	2
特定粉じん発生施設	0	0
揮発性有機化合物排出施設	0	0
水銀排出施設	0	3

(4) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出

ア 各種届出件数

種類 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
設置届	0	0	0	0	0
構造等変更届	1	1	0	0	0
廃止届	0	1	0	0	2
承継届	0	0	0	0	0
氏名等変更届	4	3	1	1	2

イ 事業場数 (令和8年3月31日現在)

	大気施設 (大気基準適用施設)	排水施設 (水質基準対象施設)
事業場	9	3

(5) 騒音規制法に基づく届出

各種届出件数

特定施設数

R7 年度

(令和8年3月31日現在)

種類	件数
設置届	9
使用届	0
数等変更届	7
氏名等変更届	55
使用全廃届	14
承継届	12
合計	97

施設の種類	数量	施設の種類	数量
金属加工機械	690	木材加工機械	102
送風機等	2,765	抄紙機	0
土石用破碎機等	63	印刷機械	361
織機	1,324	合成樹脂用射出成形機	477
建設用資材製造機械	6	鋳造型機	1
穀物用製粉機	21	合計	5,810

特定建設作業の届出数

月	件数	月	件数
4月	7	10月	27
5月	15	11月	13
6月	10	12月	16
7月	13	1月	16
8月	9	2月	9
9月	6	3月	6
		合計	147

(6) 振動規制法に基づく届出

各種届出件数

特定施設数

R7 年度

(令和8年3月31日現在)

種類	件数
設置届	3
使用届	0
数等変更届	4
氏名等変更届	34
使用全廃届	10
承継届	5
合計	56

施設の種類	数量
金属加工機械	1,044
圧縮機	659
土石用破碎機等	64
織機	528
コンクリートブロックマシン等	0
木材加工機械	3
印刷機械	131
ゴム練用または合成樹脂練用ロール機	0
合成樹脂用射出成形機	361
鋳造型機	1
合計	2,791

特定建設作業の届出数

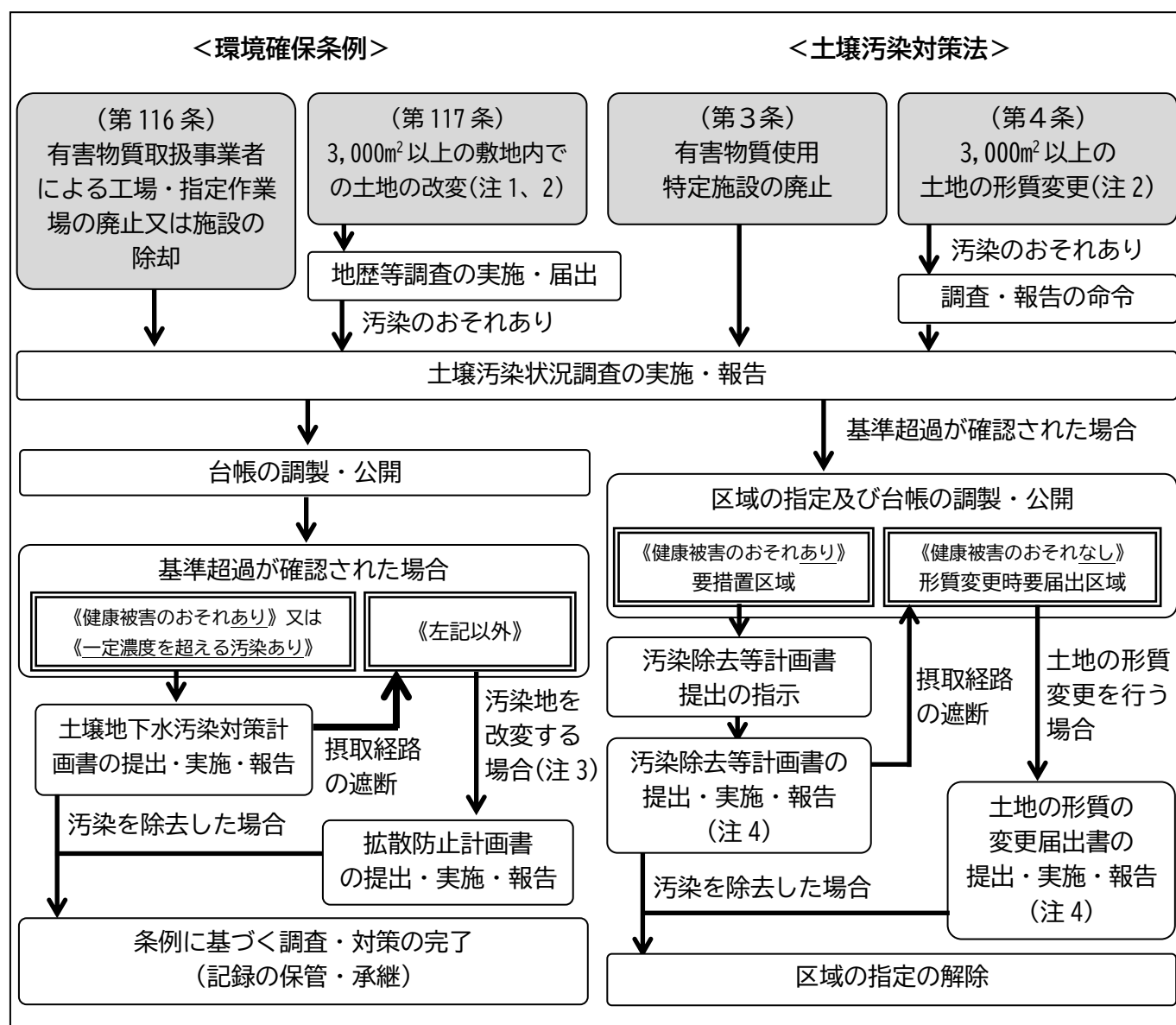
月	件数	月	件数
4月	6	10月	13
5月	5	11月	9
6月	4	12月	11
7月	9	1月	13
8月	6	2月	8
9月	5	3月	6
		合計	95

(7) 土壌汚染対策調査実施件数

調査実施件数

種類 年度	都民の健康と安全を確保する環境に 関する条例（環境確保条例）				土壌汚染対策法			
	条例 116 条 調査	条例 116 条 猶予確認 申請	対策・拡散 防止計画書	対策・拡散 防止完了届	法 3 条 調査	法 3 条 ただし書 確認申請	法 4 条 調査	法 14 条 申請
R5	7	2	0	0	1	2	3	0
R6	14	1	0	0	4	6	9	0
R7	11	2	2	0	6	4	1	0

土壌汚染対策に係るフロー図



※注 1：相談や届出に関する受付窓口は、東京都多摩環境事務所環境改善課。

※注 2：有害物質使用特定施設を設置する工場等における 900 ㎡以上の土地の形質変更についても対象となる。

※注 3：3000 ㎡以上の敷地内での土地の改変の場合は、健康被害の有無等に関わらず、拡散防止計画書を作成する。

※注 4：区域外に汚染土壌を搬出する場合には、「汚染土壌の区域外搬出届出書」の提出が必要。

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15 mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005 mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1 kg につき 125 mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004 mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002 mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006 mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003 mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02 mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01 mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8 mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05 mg 以下であること。

(8) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可及び届出件数

工場設置認可及び変更認可件数の推移

種類 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
設 置 認 可	12	15	12	2	11
変 更 認 可	9	15	24	12	19

指定作業場の各種届出件数の推移

種類 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
設 置 届	13	17	21	20	11
変 更 届	10	11	2	8	10
承 継 届	9	13	9	7	19
氏 名 等 変 更 届	65	81	55	91	64
廃 止 届	10	15	9	15	12

工場の各種届出件数の推移

種類 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7
完 成 届	19	17	24	17	25
廃 止 届	28	33	28	24	18
承 継 届	17	21	18	21	12
氏 名 等 変 更 届	57	72	65	45	60
事 故 届 等	0	0	0	3	0
特定工場における公害防止 組織の整備に関する法律	12	2	6	6	12

地下水揚水施設

(令和8年3月31日現在)

区分	工場	指定作業場	その他	合計
事業場数	43	69	79	191
井戸本数	62	90	89	241